

調達号外第681号

令和5年2月24日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目 次

入札

- 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業について..... 1

入札

入札公告

令和5年2月24日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

なお、本件入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和5年度において予算の交付がされない場合には、本件入札は中止するものとします。

広島市長 松井一實

1 事業概要

- (1) 事業名
広島市中央卸売市場新中央市場整備事業
- (2) 事業場所
広島市西区草津港一丁目
- (3) 事業内容
入札説明書のとおり。
- (4) 事業期間
契約締結の日から令和15年3月31日まで
- (5) 予定価格
51,858,535,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (6) 調査基準価格
設けない。
- (7) 入札区分
本件事業の入札に当たっては、入札説明書に定める方法により、所定の入札書の持参又は郵送（配達証明付書留郵便）によること。
- (8) その他
ア 本件事業では、応募事業者グループを構成する共同企業体が、市場施設の整備について設計業務、工事監理業務、施工業務（仮

設建築物を含む。）、解体業務及び移転業務（既存施設から仮設建築物への移転に限る。）（以下「施工業務等」という。）を一括して実施する。

また、応募事業者グループは、本事業用地の一部に本市が設定する定期借地権の目的である土地を借り受ける前提で、本件入札において当該土地における施設の整備・運営等に係る技術提案を行う。その上で、自らが行った提案に基づく施設を自らの負担において整備し、所有するとともに、当該施設の維持管理・運営をする事業（以下「余剰地活用事業」という。）を実施する。

本事業は、これらに係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する事業である。

イ 本事業は、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式を適用する事業である。

ウ 本事業は、技術提案とともにVE提案を受け付けるVE方式の試行事業である。

エ 本事業における施工業務及び解体業務は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる業務である。

2 競争入札参加資格

以下に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 入札参加者の構成等

次のア及びイに掲げる者により任意かつ自主的に結成された応募事業者グループであって、本市から本事業に関する応募事業者グループとして後記3(6)の確認を受けたものであること。

ただし、同一の者が複数の応募事業者グループの構成員として入札に参加することはできない。

ア 市場施設の整備について施工業務等を行う者であり、後記(2)及び(3)に掲げる条件を満たしている2者以上の者で任意かつ自主的に結成された共同企業体であって、次に掲げる条件を満たしているもの（以下「共同企業体」という。）

イ 共同企業体の方式については、分担方式又は共同方式及び分担方式を併用する方式とする。

ウ 共同企業体の構成員のうち、施工業務、解体業務及び移転業務を行う者（以下「施工企業」という。）を、当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。

なお、施工企業が2者以上の場合にあっては、共同方式においては出資比率が構成員中最も高い者とし、分担方式においては分担比率（金額比率）が構成員中最も高い者とすること。

エ 共同企業体のうち、施工企業にあっては、構成員の数は1者以上3者以下とし、設計業務を行う者（以下「設計企業」

という。) 及び工事監理業務を行う者(以下「工事監理企業」という。)の構成員の数は任意とする。

(イ) 共同方式及び分担方式を併用する方式による場合の共同方式に係る構成員の出資比率は次の要件を満たしていること。

a 代表企業の出資割合は、入札金額の 50 パーセントを上回るものとする。

b 代表企業でない構成員の出資割合は、次のとおりとする。

(a) 施工企業の構成員が 2 者の場合は、入札金額の 30 パーセント以上とする。

(b) 施工企業の構成員が 3 者の場合は、入札金額の 20 パーセント以上とする。

(c) 設計企業及び工事監理企業については、最低出資割合は設けない。

イ 余剰地活用事業を行う者であり、後記④に掲げる条件を満たしている事業者又は SPC(以下「余剰地活用事業者」という。)

(2) 応募事業者グループの各構成員の共通資格条件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)

(イ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(ウ) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がされていないもの。

ウ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分(本件入札に参加し、又は本件事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 広島市税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 施工企業にあっては、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること(ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。)。

詳細は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認する

こと。

キ 施工企業にあっては広島市建設工事競争入札取扱要綱第 28 条第 3 号イからオまで及び第 5 号ア、設計企業及び工事監理企業にあっては広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 2 号イからオまでの規定により選定できない者でないこと。

ク 広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務及び新中央市場整備事業契約締結等支援業務の受託者(株山下 PMC)又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

ケ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

コ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 広島市中央卸売市場新中央市場整備事業者選定部会の委員又は当該委員が所属する者

(イ) 前記(ア)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(3) 共同企業体の構成員の資格

施工業務等の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとするが、工事監理企業は、施工企業又は施工企業と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

ア 設計企業の資格

設計企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。ただし(イ)及び(ロ)の要件は、共同企業体において設計業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

(ア) 令和 5・6 年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、登録種目が建築一般で登録されていること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、後記 6 ⑫のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

(イ) 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ロ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延べ面積 10,000 平方メートル以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫(多層式で食品用冷蔵施設を含むもの)又は食品加工工場の新築又は増築(増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の延べ面積が 10,000 平方メートル以上とする。)の設計業務の実績を有すること(設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。)。

(ハ) 後記(5)イに掲げる要件を満たす管理技術者を事業期間(契約締結の日から市場施設の引渡しが完了するまでの期間をいう。)を通して配置でき、また、事業期間のうち設計期間中(契約締結の日から全ての実施設計図書の確認が完了するまでの期間をいう。)は専任で配置できること。

また、後記(5)ウに掲げる要件を満たす照査技術者及び後記(5)エからカに掲げる要件をそれぞれ満たす担当技術者を配置できること。

イ 施工企業の資格

施工企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として

工事の種類が建築一式工事で認定されている者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、後記6(12)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

(イ) 一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。）及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。ただし、代表企業でない構成員にあっては、900点以上のことである。

(ウ) 平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延べ面積10,000平方メートル以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫（多層式で食品用冷蔵施設を含むものに限る。）又は食品加工工場の新築又は増築（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の延べ面積が10,000平方メートル以上とする。）の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。

(エ) 施工企業のうち代表企業は、事業全体の進捗管理や設計業務等のとりまとめを行う者（以下「統括管理責任者」という。）を配置できること。統括管理責任者は後記(5)アの要件を満たす者であること。

また、全ての施工企業の構成員が、建築工事業に係る監理技術者（後記(5)クの要件を満たす者に限る。）を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本件事業の施工業務は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(オ) 後記(5)ケに掲げる要件を満たす施工担当者（電気設備）及び施工担当者（機械設備）を配置できること。

ただし、設計企業が配置する管理技術者（実施設計）が兼務する場合は、この限りでない。

ウ 工事監理企業の資格

工事監理企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ただし(イ)及び(エ)の要件は、共同企業体において工事監理業務を担ういずれかの企業が満たすこと。

(ア) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、登録種目が建築一般で登録されていること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、後記6(12)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

(イ) 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(ウ) 平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延べ面積10,000平方メートル以上の卸売市場、倉庫業を営む倉庫（多層式で食品用冷蔵施設を含むものに限る。）又は食品加工工場の新築又は増築（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の延べ面積が10,000平方メー

トル以上とする。）の工事監理業務の実績を有すること（工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。）。

(エ) 後記(5)キに掲げる要件を満たす管理技術者を施工業務の期間中に専任で配置できること。

また、後記(5)エからカまでに掲げる要件をそれぞれ満たす担当技術者を配置できること。ただし、設計企業が配置する設計業務の管理技術者又は担当技術者が兼務する場合は、この限りでない。

(4) 余剰地活用事業者の資格

余剰地活用事業者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

なお、複数の企業が共同で行う場合にあっては、いずれかの企業が満たすこと。

- ・ 平成19年4月1日以降に申請書等の受付締切日までの間ににおいて完成・引渡しが完了した、延べ面積10,000平方メートル以上の施設開発（本件事業において応募事業者グループが提案する施設用途に類似した用途であること。）に不動産開発事業者（施行者、都市計画提案者又はこれらに準ずる者に限る。）として関与した実績を有すること。

(5) 共同企業体の配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たす者であること。

なお、特記のない限り、複数の配置予定技術者の兼任は認めない。ただし、設計業務の担当技術者が、工事監理業務の管理技術者又は担当技術者を兼ねることを認めるが、施工企業に属する者が、工事監理業務を行うことは認めない。

ア 統括管理責任者の資格

統括管理責任者は、申請書等の提出日において、代表企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

イ 管理技術者（実施設計）の資格

管理技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

なお、管理技術者は、施工企業の監理技術者及び現場代理人並びに管理技術者（工事監理）を兼ねることはできないが、担当技術者を兼ねることができる。

(ア) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

(イ) 前記(3)ア(ウ)に掲げる業務と同じ業務経験を有していること。ただし、業務完了年月日の数値は求めない。

(エ) 申請書等の提出日において設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

ウ 照査技術者（実施設計）の資格

照査技術者は、建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

また、申請書等の提出日において設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

エ 実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（意匠））の資格

実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（意匠））は、建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

また、実施設計の担当技術者（建築（意匠））にあっては設計企業と、工事監理の担当技術者（建築（意匠））にあっては工事監理企業と申請書等の提出日において直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

オ 実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（構造））の資格
実施設計及び工事監理の担当技術者（建築（構造））は、建築士法第 10 条の 3 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

また、実施設計の担当技術者（建築（構造））にあっては設計企業と、工事監理の担当技術者（建築（構造））にあっては工事監理企業と申請書等の提出日において直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

カ 実施設計及び工事監理の担当技術者（電気設備・機械設備）の資格

実施設計及び工事監理業務の担当技術者（電気設備・機械設備）は、建築士法第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有する者であること。

また、実施設計の担当技術者（電気設備・機械設備）にあっては設計企業と、工事監理の担当技術者（電気設備・機械設備）にあっては工事監理企業と申請書等の提出日において直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

キ 管理技術者（工事監理）の資格

管理技術者（工事監理）は、建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

また、申請書等の提出日において工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

ク 監理技術者（施工）の資格

監理技術者は、次に掲げる(ア)から(イ)までの要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

(ア) 建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士又は建設業法第 27 条に基づく一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

(イ) 前記(3)イ(イ)の工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

(ウ) 監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(エ) 申請書等の提出日において、施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日以前 3か月以上の雇用関係にある者であること。

ケ 施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）の資格

施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）は申請書等の提出日において、施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ、申請書等の提出日の前日以前から雇用関係にある者であること。

なお、施工担当者（電気設備）と施工担当者（機械設備）に

ついては、兼任を認める。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 契約担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 15 階）

電話 082-504-2280（直通）

イ 事業担当課

〒730-0832

広島市西区草津港一丁目 8 番 1 号

広島市経済観光局中央卸売市場中央市場新市場建設係

電話 082-279-2411（直通）

(2) 入札説明書等の閲覧・交付等

ア 閲覧・交付の期間

公告の日から令和 5 年 5 月 24 日（水）まで

イ 閲覧・交付の方法

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和 4 年度 方式・案件名」からダウンロードする。ただし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び様式集以外の添付資料については、前記(1)イの事業担当課において閲覧に供するほか、DVD-R で配付するため、受領を希望する者は、添付資料受領申請書を同課に持参すること。

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出期間・場所・方法等

ア 提出の期間

公告の日から令和 5 年 3 月 7 日（火）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 提出の場所

前記(1)イの事業担当課に同じ。

ウ 提出の方法

質問書に記入の上、郵送（期間内必着）、メール又は FAX により提出すること。

(4) 質問書に対する回答書の閲覧・交付等

ア 閲覧・交付の期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）から同年 6 月 20 日（火）まで（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 閲覧・交付の方法

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和 4 年度 方式・案件名」で公表する。

また、前記(1)イの事業担当課においても閲覧に供し、及び交付する。

(5) 申請書等の提出

本件入札に参加を希望する応募事業者グループは、申請書等を提出期間内に提出すること。

ア 提出の期間

<p>令和5年5月1日（月）から同月24日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>ア 入札 (ア) 郵送による入札 令和5年7月25日（火）午後4時（予定）まで（入札日については確定し次第、参加資格保有者の代表企業に通知する。）に到着するように、入札書及び工事費内訳書を配達証明付書留郵便により郵送すること。なお、郵送先は前記(1)アの契約担当課とする。</p>
<p>イ 提出の場所 前記(1)アの契約担当課に同じ。</p> <p>ウ 提出の方法 申請書等に係る提出書類及び作成に当たっての留意点については入札説明書による。 申請書等は前記(1)アの契約担当課へ持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。</p>	<p>(イ) 持参による入札 令和5年7月25日（火）午後4時（予定）まで（入札日については確定し次第、参加資格保有者の代表企業に通知する。）に入札書及び入札内訳書を持参し、提出すること。なお、提出先は前記(1)アの契約担当課とする。</p>
<p>(6) 一般競争入札参加資格の確認 申請書等を提出した応募事業者グループについて、一般競争入札参加資格の有無を確認し、その結果を応募事業者グループの代表企業に対して、令和5年6月2日（金）（予定）に書面により通知する。 なお、入札参加資格を有していることが確認できた応募事業者グループを参加資格保有者とする。</p>	<p>イ 開札 令和5年7月26日（水）午前10時（予定）（開札日については確定し次第、参加資格保有者の代表企業に通知する。）広島市財政局契約部入札室（本庁舎15階）において開札する。</p>
<p>(7) 競争的対話の実施方法等 入札説明書のとおり。</p>	<p>(13) プレゼンテーションの実施方法等</p>
<p>(8) 技術提案書の提出期間・場所・方法等 ア 提出の期間 令和5年6月12日（月）から同月20日（火）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）</p>	<p>ア 第1回プレゼンテーションの実施日 令和5年7月12日（水）（予定）</p>
<p>イ 提出の場所 前記(1)イの事業担当課</p>	<p>イ 第2回プレゼンテーションの実施日 令和5年7月28日（金）（予定）</p>
<p>ウ 提出の方法 技術提案提出届と併せて提出すること。 なお、技術提案書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。</p>	<p>ウ 実施場所 前記(1)イの事業担当課に同じ（予定）。 詳細は入札説明書のとおり。</p>
<p>(9) 技術提案書の提出 技術提案書の提出及び作成に当たっての留意点は入札説明書による。</p>	<p>4 本件事業の内容に関する問合せ先</p>
<p>(10) 改善された技術提案書等の提出期間・場所・方法等 参加資格保有者は、技術提案書の改善指示及びVE提案の採否に関する通知を踏まえ、改善された技術提案書を提出すること。 なお、提出期間内に提出しない者は辞退したものとみなす。</p>	<p>前記3(1)イの事業担当課に同じ。</p>
<p>ア 提出の期間 令和5年7月24日（月）から同月25日（火）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）</p>	<p>5 本件事業の手続に関する問合せ先</p>
<p>イ 提出の場所 改善された技術提案書は、前記(1)イの事業担当課へ提出すること。</p>	<p>前記3(1)アの契約担当課に同じ。</p>
<p>ウ 提出の方法 改善された技術提案提出届と併せて提出すること。 なお、改善された技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。</p>	<p>6 その他</p>
<p>(11) 改善された技術提案書等の提出 改善された技術提案書等の提出及び作成に当たっての留意点は入札説明書による。</p>	<p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p>
<p>(12) 入札及び開札の日時等</p>	<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>
<p>ア 入札保証金は免除する。</p>	<p>イ 契約保証金を納付すること。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
<p>イ 提出の場所 改善された技術提案書は、前記(1)イの事業担当課へ提出すること。</p>	<p>(3) 入札書記載金額</p>
<p>ウ 提出の方法 改善された技術提案提出届と併せて提出すること。 なお、改善された技術提案書等は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。</p>	<p>落札者の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。</p>
<p>(11) 改善された技術提案書等の提出 改善された技術提案書等の提出及び作成に当たっての留意点は入札説明書による。</p>	<p>(4) 入札の無効 入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>

<p>(5) 入札の中止 入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められるときは、入札を中止する。</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。 くじ引を行う場合において、くじを引くべき者がくじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市職員がその者に代わってくじを引くものとする。</p> <p>(7) 資本的関係及び人的関係 ア 次の関係にある会社が、異なる応募事業者グループの構成員として本件事業の入札に重複して参加していないこと。 (ア) 資本的関係に関する事項 a 親会社等と子会社等 b 親会社等が同一である子会社等 (イ) 人的関係に関する事項 a 代表権を有する者が同一である会社等 b 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第4条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。） c 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等 (ウ) 複合的関係に関する事項 前記(ア)及び(イ)が複合した関係にある会社等 (エ) その他（前記(ア)、(イ)又は(ウ)と同視し得る関係が認められる場合） a 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等 b 社員が他の会社等の事務や営業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等 c 組合とその構成員 d 共同企業体とその構成員 e その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等 イ 前記アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当することが判明した場合、当該関係のある者が本件入札に参加したときは、これらの者が構成員となっている応募事業者グループが行った入札を全て無効とする。ただし、1の応募事業者グループを除いて関係のある他の応募事業者グループが全て入札を辞退した場合は、残りの1の応募事業者グループは入札に参加できる。</p> <p>(8) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(9) 契約書作成の要否 要</p> <p>(10) 広島市議会の議決の要否 要（施工業務等に係る部分に限る。）</p> <p>(11) 関連情報を入手するための照会窓口 前記3(1)イの事業担当課に同じ。</p> <p>(12) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 競争入札参加資格の認定を受けていない者も、申請書等を提出することができるが、本件入札に参加するためには、本市所定の</p>	<p>申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。</p> <p>ア 申請期間 令和5年5月1日（月）から同月24日（水）まで（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>イ 競争入札参加資格の認定に係る申請書面等の交付方法、提出場所及び問合せ先</p> <p>(ア) 交付方法 競争入札参加資格の認定に係る申請書及び添付書類を提出する手続となるため、所定の申請書面等について後記(イ)に確認すること。</p> <p>(イ) 提出場所及び問合せ先 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階） 電話 082-504-2280（直通）</p> <p>ウ 申請方法 申請書及び添付書類は、前記(イ)の場所に持参するものとし、郵送又は電送による申請は受け付けない。</p> <p>(13) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract Project for construction of a new Central Market of the Hiroshima City Central Wholesale Market</p> <p>(2) Date of tender submission and opening: A. Tender submissions 1) Postal submissions (registered mail only) Deadline for postal submissions : 25th July, 2023 16:00hrs (The date is subject to change. The exact date will be announced soon.) 2) Hand-delivered submissions Deadline for hand-delivered submissions : 25th July, 2023 16:00hrs (The date is subject to change. The exact date will be announced soon.)</p> <p>B. Tender opening 1) Date of tender opening : 26th July, 2023 10:00hrs (The date is subject to change. The exact date will be announced soon.) 2) Place of tender missions : The Bidding Room, Contract Department, Finance Bureau, The City of Hiroshima (15th Floor, Hiroshima City Hall)</p> <p>(3) Contact information Construction Contract Division, Contract Department, Finance Bureau, The City of Hiroshima 6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku, Hiroshima City 730-8586 Japan TEL 082-504-2280</p>
---	--